

# 鹿児島県公報

令和6年2月9日(金) 第488号の2



鹿児島県

発行鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集総務部学事法制課  
定例発行日(毎週火、金)

## 目次

(※については例規集登載事項)  
ページ

告	示	
○県税の申告等期限の延長		(税務課取扱い) 1
○道路の供用の開始		(道路維持課取扱い) 1
○令和5年度自衛官の募集		(危機管理課取扱い) 2
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止		(大隅地域振興局取扱い) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止		(大隅地域振興局取扱い) 3
○開発行為に関する工事の完了公告(3件)		(建築課取扱い) 3
公安委員会規則		
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則(※)		(交通企画課取扱い) 4

## 告示

### 鹿児島県告示第84号

鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。)第14条第2項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限(以下「申告等期限」という。)のうち、令和6年1月1日以降に到来する申告等期限で、1に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの(2に掲げる税目に係るものと除く。)については、別に告示で定める期日まで延長する。

なお、個人の県民税の申告等期限については、同税に併せて課される個人の市町村民税の申告等期限の処置の例による。

令和6年2月9日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 指定地域

富山県及び石川県

#### 2 税目

自動車税の環境性能割、自動車税の種別割(賦課期日後に納税義務が発生したものに係るものに限る。)及び狩猟税並びに当分の間道府県が賦課徴収を行うこととされている軽自動車税の環境性能割

### 鹿児島県告示第85号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年2月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日